

令和 6 年 9 月 2 日 開 会

定 例 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第60号	令和5年度草津市一般会計歳入歳出決算	
議第61号	令和5年度草津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	
議第62号	令和5年度草津市財産区特別会計歳入歳出決算	
議第63号	令和5年度草津市学校給食センター特別会計歳入歳出決算	
議第64号	令和5年度草津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	
議第65号	令和5年度草津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
議第66号	令和5年度草津市水道事業会計利益の処分および決算の認定について…………	2
議第67号	令和5年度草津市下水道事業会計利益の処分および決算の認定について……	4
議第68号	令和6年度草津市一般会計補正予算（第2号）	
議第69号	令和6年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第70号	令和6年度草津市財産区特別会計補正予算（第1号）	
議第71号	令和6年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第72号	令和6年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
議第73号	草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案……………	6
議第74号	草津市手数料条例の一部を改正する条例案……………	10
議第75号	草津市児童育成クラブ条例の一部を改正する条例案……………	14
議第76号	草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例案……………	17
議第77号	市道路線の認定につき議決を求めることについて……………	19

議第 6 6 号

令和 5 年度草津市水道事業会計利益の処分および決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

令和５年度草津市水道事業会計利益の処分および決算の認定について

令和５年度に生じた草津市水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定に基づき議決を求めるとともに、令和５年度草津市水道事業会計決算について、同法第３０条第４項の規定に基づき別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和５年度水道事業会計決算書

議第 6 7 号

令和 5 年度草津市下水道事業会計利益の処分および決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

令和５年度草津市下水道事業会計利益の処分および決算の認定について

令和５年度に生じた草津市下水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定に基づき議決を求めるとともに、令和５年度草津市下水道事業会計決算について、同法第３０条第４項の規定に基づき別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和５年度下水道事業会計決算書

議第 7 3 号

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の

一部を改正する条例

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成２７年草津市条例第３８号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後

第 1 条～第 4 条 《現行どおり》
(特定個人情報の提供)
第 5 条 法第 1 9 条第 1 1 号の条例で定める
特定個人情報を提供することができる場合
は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる情報照会機
関が、同表の第 3 欄に掲げる情報提供機関
に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理
するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特
定個人情報の提供を求めた場合において、
同表の第 3 欄に掲げる情報提供機関が当該
特定個人情報を提供するときとする。
2 前項の規定による特定個人情報の提供が
あった場合については、前条第 4 項の規定
を準用する。
第 6 条 《現行どおり》
別表第 1 (第 4 条第 1 項関係)

機関	事務
《現行どおり》	《現行どおり》
教育委員会	<u>草津市準要保護者認定要綱 (平成 2 9 年草津市教委告 示第 1 8 号) に規定する準要 保護の認定に関する事務で あって規則で定めるもの</u> <u>草津市特別支援教育就学奨 励費給付要綱(平成 2 8 年草 津市告示第 1 0 4 号) に規定 する特別支援学級等に就学 する児童生徒の保護者に対 する特別支援教育就学奨励 費の支給に関する事務であ って規則で定めるもの</u>

別表第 2 《現行どおり》
別表第 3 (第 5 条第 1 項関係)

情報照会 機関	事務	情報提供 機関	特定個人 情報
教育委員 会	草津市準 要保護者	市長	住民票関 係情報で

改正前

第 1 条～第 4 条 《省略》

《改正後に新設》

第 5 条 《省略》
別表第 1 (第 4 条第 1 項関係)

機関	事務
《省略》	《省略》
《改正後に新 設》	《改正後に新設》

別表第 2 《省略》
《改正後に新設》

改正後				改正前			
	認定要綱に規定する準要保護者の認定に関する事務であって規則で定めるもの		あつて規則で定めるもの				
			地方税関係情報であつて規則で定めるもの				
			生活保護関係情報であつて規則で定めるもの				
			外国人に対する生活保護関係情報であつて規則で定めるもの				
			児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの				
	草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱に規定する特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの		住民票関係情報であつて規則で定めるもの				
			地方税関係情報であつて規則で定めるもの				

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 7 4 号

草津市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和５３年草津市条例第４号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条～第１０条 《現行どおり》 別表（第２条関係） １～１３ 《現行どおり》 １４ 《現行どおり》 （１）～（３） 《現行どおり》 （４） 法第７条第１項の規定に基づく建築物の完了検査の申請または<u>法第１８条第２０項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）第１１条第１項の規定が適用される場合以外の建築物に関する完了検査申請または<u>法第１８条第２０項</u>の規定に基づく完了の通知手数料 《現行どおり》 《現行どおり》 備考 《現行どおり》 イ 《現行どおり》 （５） 法第８７条の４において準用する法第７条第１項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請または法第８７条の４において準用する<u>法第１８条第２０項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 建築設備に関する完了検査申請または法第８７条の４において準用する<u>法第１８条第２０項</u>の規定に基づく完了の通知手数料 １の建築設備につき３４，０００円（小荷物専用昇降機については、１９，０００円） （６） 法第８８条第１項において準用する法第７条第１項の規定に基づく工作物の完了検査の申請または法第８８条第１項において準用する<u>法第１８条第２０項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 工作物に関する完了検査申請または法第８８条第１項において準用する<u>法第１８条第２０項</u>の規定に基づく完了の通知手数料 １の工作物につき２７，０００円 （７） 法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物に関する法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請または<u>法第１８条</u>	第１条～第１０条 《省略》 別表（第２条関係） １～１３ 《省略》 １４ 《省略》 （１）～（３） 《省略》 （４） 法第７条第１項の規定に基づく建築物の完了検査の申請または<u>法第１８条第１６項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）第１１条第１項の規定が適用される場合以外の建築物に関する完了検査申請または<u>法第１８条第１６項</u>の規定に基づく完了の通知手数料 《省略》 《省略》 備考 《省略》 イ 《省略》 （５） 法第８７条の４において準用する法第７条第１項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請または法第８７条の４において準用する<u>法第１８条第１６項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 建築設備に関する完了検査申請または法第８７条の４において準用する<u>法第１８条第１６項</u>の規定に基づく完了の通知手数料 １の建築設備につき３４，０００円（小荷物専用昇降機については、１９，０００円） （６） 法第８８条第１項において準用する法第７条第１項の規定に基づく工作物の完了検査の申請または法第８８条第１項において準用する<u>法第１８条第１６項</u>の規定に基づく完了の通知に対する審査 工作物に関する完了検査申請または法第８８条第１項において準用する<u>法第１８条第１６項</u>の規定に基づく完了の通知手数料 １の工作物につき２７，０００円 （７） 法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物に関する法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請または<u>法第１８条</u>

改正後	改正前								
第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 ア 建築物省エネ法第11条第1項の規定が適用される場合以外の特定工程に係る建築物に関する完了検査申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料 <table border="1"> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> </table> 備考 《現行どおり》 イ 《現行どおり》 (8) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る建築設備に関する法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 特定工程に係る建築設備に関する完了検査申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料 1の建築設備につき32,000円(小荷物専用昇降機については、19,000円) (9) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査 建築物に関する中間検査申請または法第18条第28項の規定に基づく通知手数料 <table border="1"> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> </table> (10) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備の中間検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査 建築設備に関する中間検査申請または法第87条の4において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知手数料 1の建築設備につき25,000円(小荷物専用昇降機については、15,000円) (11) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物の中間検査の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査 ア 建築物省エネ法第11条第1項の規定が適用される場合以外の特定工程に係る建築物に関する完了検査申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知手数料 <table border="1"> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> </table> 備考 《省略》 イ 《省略》 (8) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る建築設備に関する法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査 特定工程に係る建築設備に関する完了検査申請または法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定に基づく完了の通知手数料 1の建築設備につき32,000円(小荷物専用昇降機については、19,000円) (9) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第19項の規定に基づく通知に対する審査 建築物に関する中間検査申請または法第18条第19項の規定に基づく通知手数料 <table border="1"> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> </table> (10) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備の中間検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第19項の規定に基づく通知に対する審査 建築設備に関する中間検査申請または法第87条の4において準用する法第18条第19項の規定に基づく通知手数料 1の建築設備につき25,000円(小荷物専用昇降機については、15,000円) (11) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物の中間検査の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第19項の規定に基づく通知に対する審査	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》								
《現行どおり》	《現行どおり》								
《省略》	《省略》								
《省略》	《省略》								

改正後	改正前
工作物に関する中間検査申請または法第88条第1項において準用する<u>法第18条第28項</u>の規定に基づく通知手数料 1の工作物につき17,000円 (12) 法第7条の6第1項第1号もしくは第2号または<u>法第18条第38項第1号</u>もしくは第2号(これらの規定を法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料 1件につき120,000円 (13)～(58) 《現行どおり》 15～49 《現行どおり》	工作物に関する中間検査申請または法第88条第1項において準用する<u>法第18条第19項</u>の規定に基づく通知手数料 1の工作物につき17,000円 (12) 法第7条の6第1項第1号もしくは第2号または<u>法第18条第24項第1号</u>もしくは第2号(これらの規定を法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料 1件につき120,000円 (13)～(58) 《省略》 15～49 《省略》

付 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議第 7 5 号

草津市児童育成クラブ条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

草津市児童育成クラブ条例の一部を改正する条例

草津市児童育成クラブ条例（昭和61年草津市条例第25号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
第1条～第5条 《現行どおり》 （保育料）				第1条～第5条 《省略》 （保育料）			
第6条 《現行どおり》				第6条 《省略》			
2 保育料の額は、児童1人につき月額 <u>11,500円</u> とする。ただし、8月にあつては、 <u>15,600円</u> とする。				2 保育料の額は、児童1人につき月額 <u>9,000円</u> とする。ただし、8月にあつては、 <u>11,500円</u> とする。			
3 クラブの開設時間を延長して実施する保育に係る保育料（以下「延長保育料」という。）の額は、規則で定める午前の時間帯において開設時間を延長して実施する保育（以下「午前延長保育」という。）にあつては児童1人につき月額500円、規則で定める午後の時間帯において開設時間を延長して実施する保育（以下「午後延長保育」という。）にあつては児童1人につき月額 <u>2,700円</u> とする。ただし、午後延長保育の場合で、緊急その他やむを得ない事情があり、かつ、当該月の利用回数が5回以下である場合の延長保育料の額は、1人1回につき <u>300円</u> とする。				3 クラブの開設時間を延長して実施する保育に係る保育料（以下「延長保育料」という。）の額は、規則で定める午前の時間帯において開設時間を延長して実施する保育（以下「午前延長保育」という。）にあつては児童1人につき月額500円、規則で定める午後の時間帯において開設時間を延長して実施する保育（以下「午後延長保育」という。）にあつては児童1人につき月額 <u>2,000円</u> とする。ただし、午後延長保育の場合で、緊急その他やむを得ない事情があり、かつ、当該月の利用回数が5回以下である場合の延長保育料の額は、1人1回につき <u>200円</u> とする。			
4 前2項の規定にかかわらず、草津市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年草津市教育委員会規則第2号） 第3条第3項第1号 から第4号までに規定する学校の休業日に、一時的にクラブに入会した児童の保育料および延長保育料の額は、次のとおりとする。				4 前2項の規定にかかわらず、草津市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年草津市教育委員会規則第2号） 第3条第2項第1号 から第4号までに規定する学校の休業日に、一時的にクラブに入会した児童の保育料および延長保育料の額は、次のとおりとする。			
休業日の種類	児童1人当たりの保育料の額	児童1人当たりの延長保育料の額		休業日の種類	児童1人当たりの保育料の額	児童1人当たりの延長保育料の額	
		午前延長保育の場合	午後延長保育の場合			午前延長保育の場合	午後延長保育の場合
学年始休業日	<u>4,600円</u>	<u>500円</u>	<u>800円</u>	学年始休業日	<u>3,500円</u>	<u>400円</u>	<u>600円</u>
夏季休業日	<u>19,500円</u>	<u>1,900円</u>	<u>3,400円</u>	夏季休業日	<u>13,000円</u>	<u>1,800円</u>	<u>2,500円</u>
冬季休業日	<u>4,600円</u>	<u>500円</u>	<u>800円</u>	冬季休業日	<u>3,500円</u>	<u>400円</u>	<u>600円</u>

改正後				改正前			
学年 末休 業日	<u>4,000円</u>	<u>400円</u>	<u>700円</u>	学年 末休 業日	<u>3,000円</u>	<u>300円</u>	<u>500円</u>
備考 午後延長保育の場合で、緊急その他やむを得ない事情があり、かつ、休業日の種類ごとの利用回数が2回(休業日の種類が夏季休業日にあつては5回)以下である場合の延長保育料の額は、1人1回につき <u>300円</u> とする。				備考 午後延長保育の場合で、緊急その他やむを得ない事情があり、かつ、休業日の種類ごとの利用回数が2回(休業日の種類が夏季休業日にあつては5回)以下である場合の延長保育料の額は、1人1回につき <u>200円</u> とする。			
5 《現行どおり》				5 《省略》			
第7条～第8条 《現行どおり》				第7条～第8条 《省略》			
別表 《現行どおり》				別表 《省略》			
付 則				付 則			
1～2 《現行どおり》				1～2 《省略》			
<u>3</u> 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、第6条第2項、第3項および第4項中の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる改正後の草津市児童育成クラブ条例の規定中同表の中欄に掲げる額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。				《改正後に新設》			
第6条 第2項	11,500円	9,000円					
第6条 第3項	15,600円	11,500円					
第6条 第4項	2,700円	2,000円					
	300円	200円					
	4,600円	3,500円					
	500円	400円					
	800円	600円					
	19,500円	13,000円					
	1,900円	1,800円					
	3,400円	2,500円					
	4,000円	3,000円					
	400円	300円					
	700円	500円					
	300円	200円					

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第4項の改正規定（「第3条第2項第1号」を「第3条第3項第1号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議第 7 6 号

草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険条例(昭和34年草津市条例第11号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第16条 《現行どおり》 第17条 この市は、世帯主が法第9条第1項もしくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>または虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</u> 第18条～第20条 《現行どおり》	第1条～第16条 《省略》 第17条 この市は、世帯主が法第9条第1項もしくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>もしくは虚偽の届出をした場合または同条第3項もしくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。 第18条～第20条 《省略》

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議第 7 7 号

市道路線の認定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

市道路線の認定につき議決を求めることについて

次のように市道路線を認定することにつき、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
３９１５	山寺馬場北線	草津市馬場町字高平	
		草津市馬場町字穴虫	
３９１６	山寺馬場南線	草津市馬場町字高平	
		草津市馬場町字穴虫	
５３９５	川原西１５号線	草津市川原二丁目字川久保	
		草津市川原二丁目字川久保	
５３９６	川原西１６号線	草津市川原二丁目字小久保	
		草津市川原二丁目字小久保	
５３９７	上笠北３２号線	草津市上笠一丁目字墓無	
		草津市上笠一丁目字墓無	
５３９８	川原西１７号線	草津市川原町字溝原	
		草津市上笠町字伏拝	
５５９７	下笠南３８号線	草津市下笠町字水掛	
		草津市下笠町字水掛	
７３９９	橋岡西３０号線	草津市橋岡町字庄司田	
		草津市橋岡町字庄司田	
８２５４	西草津５１号線	草津市西草津一丁目字上中ノ町	
		草津市西草津一丁目字上中ノ町	
８７７１	野路南１２２号線	草津市矢橋町字菊間野	
		草津市矢橋町字菊間野	
８７７２	野路南１２３号線	草津市矢橋町字古池下	
		草津市矢橋町字古池下	
８７７３	野路南１２４号線	草津市野路町字池之内	
		草津市野路町字池之内	

9 7 4 5	追分南 7 5 号線	草津市追分南四丁目字早折	
		草津市追分南四丁目字荒堀	
9 7 4 6	追分南 7 6 号線	草津市追分南四丁目字早折	
		草津市追分南四丁目字比葉田	
9 7 4 7	追分南 7 7 号線	草津市追分南四丁目字比葉田	
		草津市追分南四丁目字比葉田	
9 7 4 8	追分南 7 8 号線	草津市追分南四丁目字比葉田	
		草津市追分南四丁目字比葉田	
9 7 4 9	追分南 7 9 号線	草津市追分南四丁目字九日田	
		草津市追分南四丁目字九日田	

位置図 縮尺 1 : 5 0 0 0

3915

3916

整理番号	路線名	備考
3915	山寺馬場北線	認定
3916	山寺馬場南線	認定

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0

5397

整理番号	路線名	備考
5397	上笠北32号線	認定



位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0

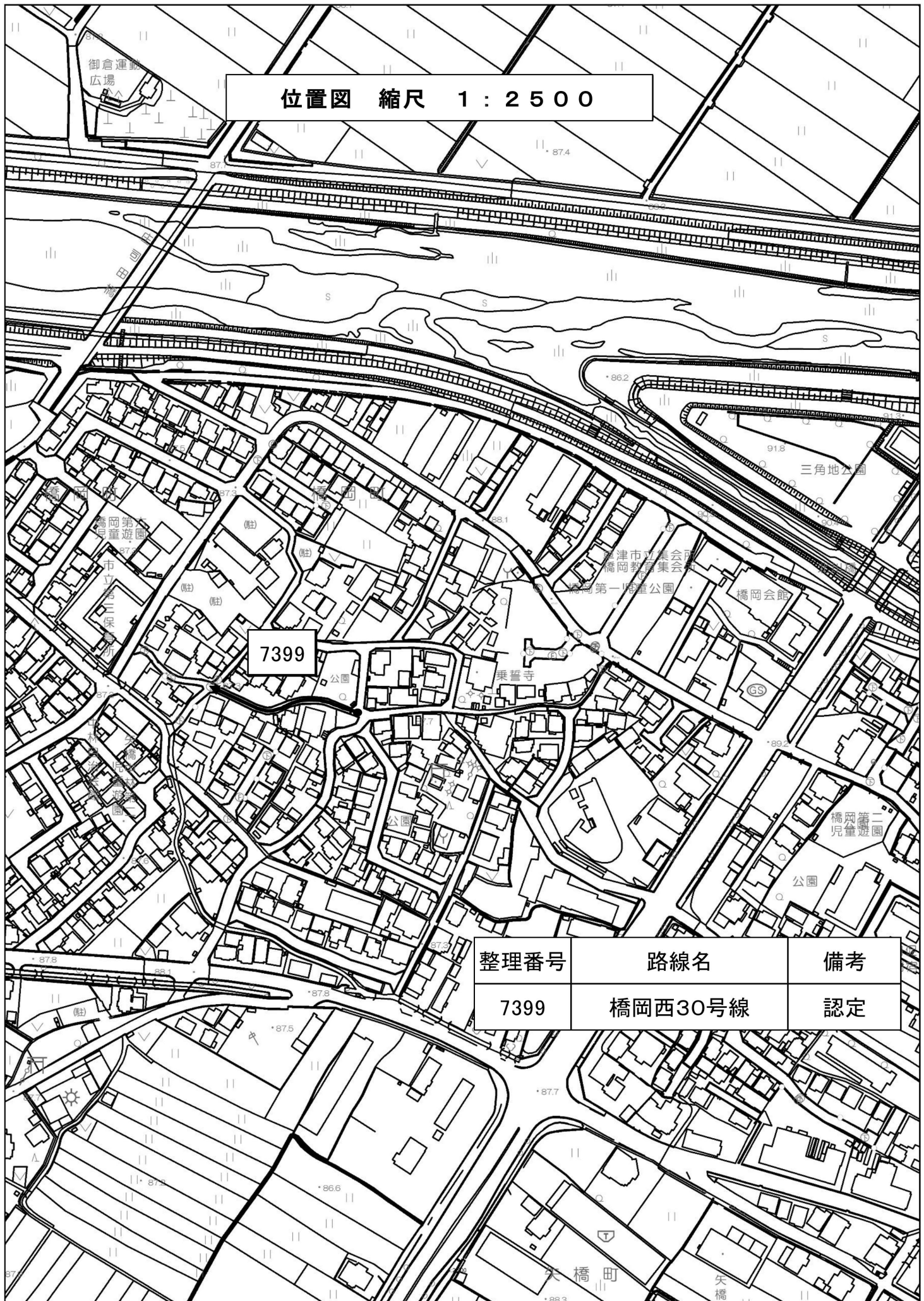
5398

整理番号	路線名	備考
5398	川原西17号線	認定



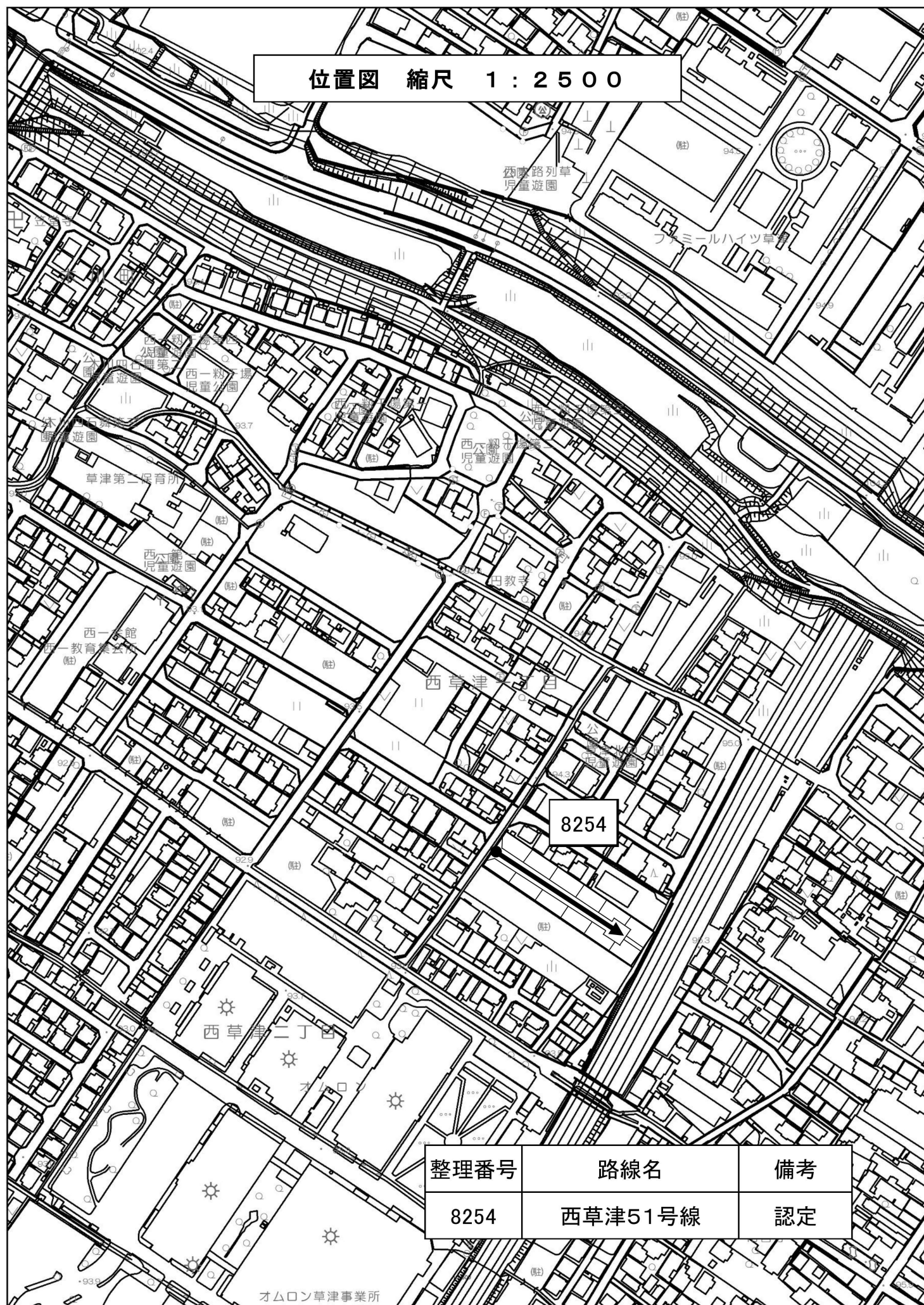
整理番号	路線名	備考
5597	下笠南38号線	認定

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



整理番号	路線名	備考
7399	橋岡西30号線	認定

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



整理番号	路線名	備考
8254	西草津51号線	認定

位置図 縮尺 1:2500

整理番号	路線名	備考
8771	野路南122号線	認定

整理番号	路線名	備考
8771	野路南122号線	認定

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



整理番号	路線名	備考
8772	野路南123号線	認定

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0

8773

整理番号	路線名	備考
8773	野路南124号線	認定

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



整理番号	路線名	備考
9745	追分南75号線	認定
9746	追分南76号線	認定
9747	追分南77号線	認定
9748	追分南78号線	認定
9749	追分南79号線	認定